

「令和8年度横浜市産前産後ヘルパー及び育児支援ヘルパー派遣等業務の受託者募集」に関する質問票

設計書等に関する質問について

受託希望者は、設計書等に関する質問があり、回答を求める場合には、次のとおり取り扱うこととします。

1 質問の方法

この質問票に記入し、期限までにEメールで送付してください。回答予定日までに回答します。
なお、この方法によらない質問には、回答しません。

2 期限

令和8年1月23日(金)17時まで

3 送付先

横浜市こども青少年局地域子育て支援課 親子保健担当 運(kd-oyakohoken@city.yokohama.lg.jp)
電話 045(671)2455(直通)

4 回答予定日 **令和8年1月28日(水)17時**

5 注意事項

(1) 本件は、令和8年度予算が横浜市会において議決されることが条件となります。

(2) 受託申込み後、当該募集要項等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

No.	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	R8年産後ヘルパー派遣等業務委託仕様書	5頁	(11)	キャンセル料金につきまして、当日のキャンセルにつきましては、スタッフの給与保障の必要がございます。(17時以降は全額へ) 産前産後支援のキャンセル料についても見直しをいただけますと幸いです。現在、事業所が支出している状況です。	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるもので、制度の運用に関するご要望には回答いたしかねます。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
2	産前産後ヘルパー実施要項	別表2		同上	同上
3	R8年産後ヘルパー派遣等業務委託仕様書	6頁	(3)	派遣する人数について:多胎児の場合、同日同時間に2名を派遣してもよいでしょうか	多胎児がいる家庭に限らず、利用者の希望に応じて、1回に複数名派遣するかを利用者と調整していただければと思います。
4	産前産後ヘルパー実施要項	別表1		ご利用者の利用料金についての改定は今後ございますでしょうか	現時点では、利用料金を改定する予定はありません。
5	産前産後ヘルパー実施要項		8	利用者の健康状態の記載とございますが利用確認書に健康状態の記載は必要でしょうか。欄がございません	ご指摘のとおり、現在利用確認書(第5号様式)に利用者の健康状態を記載する欄はありませんので、実施要綱を今後改正予定です。
6	産前産後ヘルパー決定通知書			郵便番号・出産予定日の記載をお願いできますでしょうか	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるもので、制度の運用に関するご要望には回答いたしかねます。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
7	産前産後ヘルパー決定通知書			書式が区によって、若干異なるようです。揃えていただけると大変助かります。 (例、利用者番号に区名が入っていないです。)	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるもので、制度の運用に関するご要望には回答いたしかねます。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
8				委託料改定ありがとうございます。 育児支援ヘルパーの活動は、産前産後ヘルパーと比べて心身の負担も大きい場合が多く、活動内容に見合った委託料が必要と考えます。育児支援ヘルパーの増額は予定されていますか?	育児支援ヘルパーも産前産後ヘルパーとあわせて、8年度から1件あたり6,600円に委託料を増額する予定です。
9	産前産後ヘルパー設計書	1頁	7	男性の育休取得率が上がっています。数か月～1年で取得される方も増えてきていて、育児の孤立化を防ぐためにも、男性の復職後にヘルパー事業を利用してもらう必要性を感じています。産後五ヵ月未満となっている利用期限を延長する予定はございますか?	現時点では、利用期限を延長する予定はありません。
10	産前産後ヘルパー実施要綱	1頁	第3条	実施要項に記載があるにも関わらず、昨年の事業所向け研修内で「授乳行為そのものはできない」という話がありました。1日に何回もある授乳は育児の負担になっていることが多く、多胎児の場合は特に支援が必要です。保護者の管理の元で行う、など条件付きで支援することは可能ですか?	実施要綱第3条に記載している「援助の内容」について、実態に合わせて「授乳」から「授乳介助・粉ミルクの調乳等」という表現に改正する予定です。お子様の安全を第一に考え、授乳 자체は保護者に行つてもらうという考え方を前提に今後も支援をお願いいたします。
11	産前産後ヘルパー実施要綱	2頁	第6条	区役所へ申請に行くのが難しい場合があるので、電子申請と電話面談などの対応は可能ですか?	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるもので、制度の運用に関するご要望には回答いたしかねます。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
12	産前産後ヘルパー仕様書	6頁	4(1)	委託料の請求について、書類の提出方法は郵送のみですか?メールで行う等、他の方法はございますか?	委託料の請求にあたって、請求書のほかに利用確認書(第5号様式)や実施報告書(第7号様式)の原本を提出いただく必要があるため、郵送での提出をお願いしています。
13				「(利用者の)体調不良によるキャンセル」の認識が、利用者と事業所とで大きく異なる場合があります。共通の認識を持つためにガイドラインを記載すると共に、「状況を聞き取ったうえで、派遣を中止し、キャンセル料をいただく場合がございます。」という記載を追加してもらうことは可能ですか?	こちらの質問票は本事業に参画するうえで設計図書に関しての質問を受け付けるもので、制度の運用に関するご要望には回答いたしかねます。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。